**平成２８年（フ）第８２７号**
札幌市白石区本郷通３丁目北２番３―101号
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第８６２号**
札幌市西区山の手４条２丁目１番38―111号
債務者　山田　幸司
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第８７０号**
札幌市中央区北７条西26丁目３番１号　岡本病院
債務者　早川　幸夫
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第８９０号**
札幌市北区新川５条３丁目３番18―603号
債務者　立島　裕子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第８９９号**
札幌市北区北30条西６丁目２番３―401号
債務者　岩野　朝祝
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１１４号**
群馬県高崎市新町1975番地１　レオパレス欅102号
債務者　細木　隆夫
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２８年（フ）第２４号**
新潟県新発田市御幸町３丁目13番７号
債務者　宇田　和広
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２８年（フ）第１１４号**
愛知県岡崎市不吹町14番地64　サンシティガーデンヒルズ不吹404
債務者　角田　清美
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第１６７号**
愛知県岡崎市柿田町６番地14　稲垣ハイツ102
債務者　川田　　等
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第５１号**
長崎県諫早市川内町168番地１　ハイカムールまつもとＡ棟102号、旧住所長崎県諫早市小川町381番地　市住Ｂ棟102号
債務者　矢竹　　司
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２８年（フ）第２５号**
新潟県阿賀野市山口1642番地１　ケアハウスシンパシー
債務者　齋藤　　孝
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２８年（フ）第１１０号**
愛知県一宮市北小渕字大日109番地　グランメゾン金城107号
債務者　尾関　隆芳
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２８年（フ）第１１８号**
愛知県岩倉市大地町郷前44番地２　たちばな苑102号
債務者　吉田　密弥
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２８年（フ）第１３７号**
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字御祭田39番地１　ジュネス１号館106号
債務者　マルセン酒店本店こと　丸井　たき
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２８年（フ）第１３８号**
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字御祭田39番地１　ジュネス１号館106号
債務者　丸井　康稔
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２８年（フ）第１３９号**
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字御祭田39番地１　ジュネス１号館106号
債務者　丸井まゆみ
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２８年（フ）第９７号**
長崎県長崎市江里町14番１号　エトワール江里町307、旧住所福岡県福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―305号
債務者　尾川　弘行
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係